

鎌 総 第 1539 号

令和 2 年 (2020 年) 9 月 3 日

鎌倉市議会議長

久 坂 くにえ様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)

議会受付番号	文書質問第5号
質問者	高野 洋一 議員
答弁する者	市長 副市長 担当部長 (市民生活部商工課) (市民生活部観光課) (健康福祉部高齢者いきいき課) (健康福祉部障害福祉課) (健康福祉部市民健康課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第5号の質問について、次とおり答弁いたします。

1 質問の内容

昨日付で市長メッセージが出され、「新型コロナウイルス感染拡大が続いている、鎌倉市でも8月14日までに70人の市民の方々が新型コロナウイルスに感染したことが確認されています。緊急事態宣言解除後の6月には新規感染者の確認はありませんでしたが、7月以降感染が加速し、8月の半月だけで20人の新規感染者が確認される事態となり、厳重な警戒と感染防止対策の強化が重要となっています。最近では、家庭内や職場での感染が増える傾向にあります。…」などと述べられている。

重要なことは、市民に理解や協力を求めるだけでなく、市として最大限の対策を実施することである。そこで、現時点における市の姿勢を質し、必要な取り組みを求めるために以下、質問するものである。

①市内の福祉や保育関係者などから、PCR検査の拡充の声が寄せられている。医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等へのPCR検査を希望に応じて実施すること。そのためにはPCR検査体制の充実が求められるが、鎌倉市医師会と協議のうえ、市としてPCR検査の拡充及び必要な支援を行うことについて、答弁を求める。

②「GOTOトラベルキャンペーン」が観光地である鎌倉市にどの程度の影響を及ぼすか、定かでないが、感染再拡大の状況下で有害無益であるため、鎌倉市として政府に対し、神奈川県を含む首都圏における同キャンペーンの中止を強く求めることについて、答弁を求める。

③感染再拡大の状況下で、コロナ対応・非コロナ対応を含めて、医療崩壊を未然に防ぐための取り組みは極めて重要である。国や県の支援だけでは十分でなく、かつスピードも遅く、医療機関そのもののへの支援は極めて弱い状況にある。したがって、「国の二次補正で県が対応済。市としての給付は実施しない」という無責任な判断ではなく、7月臨時議会において修正議決し、予算減額した財源の活用も視野に入れるべきである。医

療従事者を励まし、医療機関を支援する一定の給付を実施することについて（厚木市の事例等も参考に）、答弁を求める。

④介護や障がいなど福祉関係機関への支援も重要である。市が5月に実施した市内介護施設へのアンケート結果によると、減収している事業所は約5割であり、マスク等購入などの経済支援の声も寄せられていると認識している。こうした実態や要望に市は応えないのか。この点でも国や県の施策は極めて弱い状況にあることから、7月臨時議会において修正議決し、予算減額した財源の活用も視野に入るべきである。介護や障がいなど福祉関係機関を支援する一定の給付を実施することについて（市内団体からの要望内容等を踏まえ）、答弁を求める。

⑤7月臨時議会において修正議決し、予算減額した「鎌倉応援買い物・飲食クーポン」に代わる施策の検討に関して、全市民に1人3千円という考え方は修正すべきである。例えば、「インクル相談室鎌倉」に寄せられた相談は、4～6月の合計で実に462件に及び、「住宅確保給付金」は既に昨年1年間の申請件数を上回っていると聞いている。このことからも、市内において生活困難な方や、今後の状況で困難が予測され支援が必要と思われる所得階層の方々への給付を重視して検討すべきである。商工関係団体と十分な協議を行い、確実な施策として従来も行った商品券の配布、もしくは割引型との併用も含め、基本的な施策の考え方について、答弁を求める。

2 質問の理由

会派として、市民の命を守り適切なコロナ支援を求める立場から、鎌倉市に緊急申しこみを行い、その姿勢を質すものであるが、「鎌倉市議会災害対策会議」（議会BCP）との関係により、未だまともな対応がされていないことを認識したため。

なお、「鎌倉市議会災害対策会議」（議会BCP）のあり方については現在、議論中であり、改善の方向性が明確になった場合には、今後、当該会議に係る案件については、当該会議を通して対応していく所存である。

3 答弁

①PCR検査の拡充及び必要な支援を行うことについて

令和2年6月から、市が協力・支援し、鎌倉市医師会が主体となって実施しているPCR検査は、感染症法に基づく「行政検査」であり、その対象は次のとおりです。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者
- (2) 当該感染症の無症状病原体保有者
- (3) 当該感染症の疑似症患者
- (4) 当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

市内各所でPCR検査に対する御要望があることは認識しておりますが、医師や機器などの医療資源が限られていることもあり、現在は有病率が高い(1)～(4)の方を対象に、感染拡大防止に努めているところです。

検査体制の充実という点では、他市では週2～3回の開設が多いところを、行政検査が必要である方がすぐに検査を受けられるように、本市では開設当初から、すべての平日において検査が実施できる体制を整えてきました。9月からは平日に加え、土曜日も開設することとし、さらなる検査体制の充実を図ってまいります。

また、PCR検査の拡充という点では、行政検査の範囲について、令和2年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて」の中で、その対象として「特定の地域や集団、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者」も該当すると明示されました。これを受け、神奈川県においても、「医療機関・福祉施設、学校・幼稚園・保育所、市中クラスター連鎖が生じやすい場所等の感染リスクの高い場所や人については、対象場所の希望を考慮した上で、濃厚接触者以外にも行政検査対象を拡大し、速やかに実施していく」とこととされたことから、本市においても鎌倉保健福祉事務所及び鎌倉市医師会と連携し、この対象拡大に対応してまいります。

②「GOTOトラベルキャンペーン」中止要望について

国が実施しているGOTOトラベルキャンペーンについては、新型コロナウイルスの感染拡大による観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、業績が低迷している地域の多様な産業への支援策の一つであり、観光客が多く訪れる本市においても地域経済の回復に一定程度の期待ができるものと考えています。

また、コロナウイルス感染症の感染拡大対策について、各事業者が積極的に取組んでいることを聞いており、国や県が求めている基準をクリアしているものと考えています。今後、コロナウイルス感染症の全国的な拡大などの状況の変化によっては、同キャンペーンへの中止要望の検討を行う必要が生ずることもあると考えますが、現時点では、宿泊事業者をはじめ地元事業者の期待が高い同キャンペーンへの中止の要望は、本市として行う考えはありません。

③医療機関を支援する一定の給付を実施することについて

鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会に確認したところ、緊急事態宣言が発出された4月の時点では、患者数が激減し、厳しい状況であったとのことです。現時点では、患者数も回復しており、所属している医科、歯科医院からは窮状を訴える要望はないということです。

4月以降、国の持続化給付金、雇用調整助成金等の施策に加えて、市独自で中小企業家賃支援補助を実施してまいりました。8月中旬からは、国の二次補正予算での事業所支援策である職員への慰労金や家賃支援給付金等も開始されるなど、様々な支援策が講じられていることから、医療機関支援のための市独自の施策については、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況や、現場の要望も聞きながら、総合的に判断していきます。

④福祉関係機関を支援する一定の給付を実施することについて

マスク等の衛生用品については、4月以降不足分を調査し国や県から現物を支給されているほか、購入費用についても8月17日から県が支援を開始しており、衛生用品の極端な不足状態は脱しているものと認識しています。

しかしながら、一部の障害福祉サービス事業所については、県からの直接支援が行わ

れないため、それらの事業所に対しては、9月中を目途に準備が整い次第、本市から同様の支援を実施してまいります。

また、職員への慰労金の支給も県が8月17日から申請を受け付けています。

今後の支援についても、国や県が実施する福祉サービス事業所への支援内容等を考慮した上で、事業所の状況も確認しながら総合的に判断してまいります。

⑤「鎌倉応援買い物・飲食クーポン」に代わる施策の考え方について

「鎌倉応援買い物・飲食クーポン」に代わる経済支援策ですが、令和2年市議会7月臨時議会以降、事業者の方々の意見を聞きながら再検討した結果、キャッシュレス決済に使用できる電子商品券を全市民に配付する「鎌倉応援買い物・飲食電子商品券」事業の実施を目指すことといたしました。

これは、緊急事態宣言の解除により、回復しつつあった人の流れと各店舗の売上が、7月以降の新型コロナウィルス感染症の新規感染者の再拡大によって再び落ち込み、今後しばらくは回復の見込みが立たないことから、市内の中小商店や飲食店が「新しい生活様式」の中で経営を維持していくよう、市民による市内での消費行動を活発化させる施策が必要と考えたものです。なお、本事業に係る補正予算案を令和2年市議会9月定例会に送付いたしました。